

更生欠損金の損金算入及び民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

別表七の二付表三 平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

更生欠損金の損金算入に関する明細

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	1	円	欠 損 金 額 の 計 算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	8	円
	私財提供を受けた金銭の額	2			連結欠損金個別帰属額(25の計)又は(別表七の二付表一「7の計」)	9	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	3			差引欠損金額(8) - (9)	10	
	資産の評価益の総額	4			当期控除額((7)と(8)のうち少ない金額)又は((7)と(10)のうち少ない金額)	11	
	資産の評価損の総額	5			連結欠損金個別帰属額から引くものとする金額(11) - (10)(マイナスの場合は0)	12	
	純評価益の額(4) - (5)(マイナスの場合は0)	6					
	計(1) + (2) + (3) + (6)	7					

民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	13	円	欠 損 金 額 の 計 算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額	19	円
	私財提供を受けた金銭の額	14			連結欠損金個別帰属額(25の計)又は(別表七の二付表一「7の計」)	20	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	15			差引欠損金額(19) - (20)	21	
	資産の評価益の総額(別表十四(一)「13」)	16			個別所得金額仮計(別表四の二付表「49の①」)	22	
	資産の評価損の総額(別表十四(一)「24」)	17			当期控除額((18)、(19)と(22)のうち少ない金額)又は((18)、(21)と(22)のうち少ない金額)	23	
	計(13) + (14) + (15) + (16) - (17)	18			連結欠損金個別帰属額から引くものとする金額(23) - (21)(マイナスの場合は0)	24	

控除未済連結欠損金個別帰属額の調整

発生連結事業年度	調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額 (前期の別表七の二付表一「18」又は「26」)又は別表七の二付表二「21」	特定連結欠損金個別帰属額の計算		非特定連結欠損金個別帰属額の計算		連結欠損金個別帰属額から引くものとする金額 (27) + (29)
		(25)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (前期の別表七の二付表一「12」)又は別表七の二付表二「21の内書」	特定連結欠損金個別帰属額から引くものとする金額 (当該発生連結事業年度の(26)と((12)又は(24)) - 当該発生連結事業年度前の(30)の合計額)のうち少ない金額	(25)のうち非特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額 (25) - (26)	非特定連結欠損金個別帰属額から引くものとする金額 (当該発生連結事業年度の(28)と((12)又は(24)) - 当該発生連結事業年度前の(30)の合計額 - 当該発生連結事業年度の(27)のうち少ない金額)	
	25	26	27	28	29	30
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
・						
計						

別表七の二付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。））（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の法（以下「平成23年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（平成23年旧法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。））（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により平成23年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄のかつこの中に記載します。
- 2 「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額8」及び「適用年度終了の時における前期以前の事業年度又は連結事業年度から繰り越された欠損金額及び個別欠損金額19」の各欄には、当期の別表五の二(一)付表一の「期首現在連結個別利益積立金額①」の「差引合計額25」に記載されるべき金額がマイナス(△)である場合のその金額を記載します。
- 3 「連結欠損金個別帰属額（25の計）又は（別表七の二付表一「7の計」）9」及び「連結欠損金個別帰属額（25の計）又は（別表七の二付表一「7の計」）20」の各欄は、連結法人の連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（別表七の二付表一「7の計」）」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（25の計）又は」を消します。
- 4 「当期控除額（(7)と(8)のうち少ない金額）又は（(7)と(10)のうち少ない金額）11」には、連結法人の連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（(7)と(10)のうち少ない金額）」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（(7)と(8)のうち少ない金額）又は」を消します。この場合、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、「連結欠損金個別帰属額からしないものとする金額12」及び「控除未済連結欠損金個別帰属額の調整」の各欄は、記載を要しません。
- 5 「個別所得金額仮計（別表四の二付表「49の①」）22」の記載に当たっては、連結親法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第23条第6項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算して計算します。
- 6 「当期控除額（(18)、(19)と(22)のうち少ない金額）又は（(18)、(21)と(22)のうち少ない金額）23」には、連結法人の連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は（(18)、(21)と(22)のうち少ない金額）」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「（(18)、(19)と(22)のうち少ない金額）又は」を消します。この場合、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては、「連結欠損金個別帰属額からしないものとする金額24」及び「控除未済連結欠損金個別帰属額の調整」の各欄は、記載を要しません。